

## 【ポスター発表】

## 終末期にある透析患者に対する意思決定支援の現状と課題

## －医療・ケアチームにおける医療ソーシャルワーカーの役割－

○ 福岡県立大学人間社会学部 氏名 宮原和沙 (会員番号 5100)

桃井 克将 (京都女子大学・8371)

キーワード：終末期にある透析患者・意思決定支援・医療ソーシャルワーカー

### 1. 研究目的

日本では、透析中の患者はホスピス・緩和ケア病棟へ入院することができないという現状がある。この理由は、保険診療であるホスピス・緩和ケア病棟は診療報酬上、その対象を主として悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群に罹患している患者に限定しているからである。しかしながら、終末期にある透析患者は透析を中止した場合、身体的苦痛を感じることや、生命予後が短くなる可能性があることは否定できない。このようなことから、一般的に透析患者は末期症状が進行しても透析の継続と中止の判断を迷う場合がある。言うまでもなく透析を継続している以上、患者や家族がホスピス・緩和ケア病棟への入院を希望しても断れるというのが現状である。これに限ることではないが、このことも含めて透析患者が治療を継続するか中止するかは重要な問題とされている。

本研究では、このような現状を踏まえ、終末期にある透析患者の透析の継続・中止の意思決定支援に焦点をあて、医療・ケアチームの一員として医療ソーシャルワーカー（以下、「MSW」と記す。）に求められる役割について考察し、患者がその人らしく生活をして、最期を迎えられる支援に繋げていくことを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

先行研究を調べた限り、社会福祉学の領域では、終末期にある透析患者の透析の継続・中止に関する研究は見当たらないようである。このことから、本研究の課題は医療・ケアチームにおけるMSWの役割や実践への貢献を目的にしたものではあるが、終末期にある患者の意思決定支援に関しては倫理学や医学等ではこれまでに多くの研究がなされ、また臨床現場においては、その重要性は明らかである。よって倫理学や医学等の先行研究や公的報告書等を参考にして、終末期にある透析患者の透析の継続と中止の判断における医療・ケアチームの一員としてのMSWの役割について整理した上で考察する。

本研究は文献研究である。

### 3. 倫理的配慮

本研究は「日本社会福祉学会研究倫理規定」を遵守している。

また、本研究に関して開示すべきCIO（利益相反）関連事項はない。

#### 4. 研究結果

我々は医療におけるパターナリズムの時代から自己決定の時代へ、そして共同意思決定の時代を生きている。厚生労働省・旧厚生省（2018）「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」では、共同意思決定（SDM）とアドバンス・ケア・プランニング（APC）の概念を盛り込んだ<sup>1)</sup>。更に、日本透析医学会（2020）は、エビデンスではなく、コンセンサスに基づいた「透析の開始と継続に関する意思決定プロセスについての提言」を公表した<sup>2)</sup>。いずれも患者の意思決定プロセスを示したものである。患者が尊厳ある生活を送り、自らが望む最期を迎えられるように支援するためには、終末期における医療体制の整備をはじめ、医療・ケアチームの連携等が必要不可欠である。また、MSWは終末期にある透析患者の透析の継続・中止の判断において、患者や家族の気持ちを汲み取り、時には代弁者としての役割を担う場合もある。すなわちMSWは医療・ケアチームの一員であるが、医療提供側と患者側に中立であり、患者の最期の時までその人らしく生活できるように支援する役割を担っている。

#### 5. 考察

本研究では、終末期にある透析患者の透析の継続と中止の判断におけるMSWの役割について、主に倫理学や医学等の先行研究や公的報告書等を参考に整理した。当然、MSWは医療・ケアチームの一員として、患者並びに家族の意思決定を支援する。その一方で、MSWができることは限られている。患者らの選択する医療行為の決定が、患者の身体に重大な影響を及ぼす可能性がゼロではない状況において、患者らの意思決定支援が適切に実施されるために、主治医をはじめとする医療・ケアチームとの情報の共有や方針の決定等は、普段より慎重かつ適切に遂行される必要がある。MSWは患者らの代弁者としての役割も担うため信頼関係の構築は必須である。しかしながら承知の通り、我が国では尊厳死や事前指示書が法律で規定されていないことから、患者らの意思決定を尊重して透析の中止をした場合、法的に免責されるわけではなく、訴訟等になる可能性があることは否定できない。すなわち、患者らの意思に沿う医療等がより確実に提供できるようするためには、これを保障するための尊厳死や事前指示書の法律化されることや、ホスピス・緩和ケア病棟における診療報酬のあり方の議論等が必要であると考えられる。

#### 主な引用・参考文献

- 1) 厚生労働省（2018）「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」  
(<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197701.pdf> 2025.5.17.最終アクセス)
- 2) 透析の開始と継続に関する意思決定プロセスについての提言作成委員会（2020）「透析の開始と継続に関する意思決定プロセスについての提言」, 透析会誌 53 (4), 173-217.
- 3) 長友敬一（2001）「医療におけるパターナリズムの問題」, 西日本哲学年報 9 , 121-133